

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

(1) 計画策定の社会的背景

人口構造の急激な変化や情報化の進展などとともに、人々のライフスタイルや価値観は大きく変化し、多様化が進んでいます。その一方で、運動不足や精神的なストレスの蓄積、生活習慣病の増加など、心身の健康に問題を抱えている人も少なくありません。このような現代社会において、スポーツが社会にもたらす好影響が再認識されています。

スポーツは、「する」ことで健康づくりや生きがいづくりを推進することだけでなく、「みる」ことを通して多くの人々に感動と共感をもたらし、皆で「ささえる」ことで共生社会の実現に向け、大きな役割を果たすことが期待されています。

しかしながら、令和2（2020）年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、全国的にスポーツ施設の利用制限やスポーツイベントの延期・中止などの対応がとられており、スポーツ活動が十分に行われていない状況です。

このような状況下においても、スポーツの価値の中核となる「楽しさ」や「喜び」を市民の誰もが日常の中で気軽に享受することで、一人ひとりが健康でいきいきと過ごしていくことができる環境づくりが一層求められています。

(2) 国・静岡県・本市の動向

① 国の動向

国は、平成27（2015）年10月にスポーツ基本法の趣旨・理念を踏まえ、スポーツを通じ、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことのできる「スポーツ立国」の実現を目指し、青少年の健全育成、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、国際貢献など、スポーツが国民生活において多面にわたる役割を果たすことができるよう、スポーツ行政を総合的・一体的に推進するためにスポーツ庁を発足しました。

平成29（2017）年には、スポーツ庁の発足を踏まえ、スポーツ立国の実現を目指すうえで基本的な指針として、『第2期スポーツ基本計画』を策定し、その着実な実施に向けた取組を進めています。

一方で、成人・障害者等のスポーツ実施率の伸び悩みや子どもの体力の低下傾向など、第2期計画で掲げた数値目標の進捗が十分でないものもあります。また、第2期計画の期間中は、東京2020オリンピック・パラリンピックをはじめとした国際スポーツ大会の自国開催に向けた機運の高まりの中で様々な取組を積み上げてきたところですが、令和4（2022）年度からの『第3期スポーツ基本計画』においては、国民生活に根差したレガシーとして、継承・発展させていくことも重要な課題として捉えています。

②静岡県の動向

静岡県は、平成26（2014）年7月に策定した『静岡県スポーツ推進計画』を、国の『第2期スポーツ基本計画』策定に合わせて見直し、静岡県のスポーツが、富士山のように日本一の高みと美しく広がる裾野を併せ持ち、国内外の多くの人を惹きつける世界レベルの“ふじのくに”の魅力となることを目指し、平成30（2018）年3月に令和3（2021）年度までを計画期間とする『静岡県スポーツ推進計画』を改定しました。

この計画では、「スポーツ参画人口の拡大」「スポーツ環境の基盤となる『人材』と『場』の充実」「スポーツを通じた多様性のある社会の実現」「スポーツを通じた地域の活性化」「競技力の向上」「クリーンでフェアなスポーツの推進」という6つの課題ごとに目標を設定し、基本理念である「スポーツの聖地づくり」の実現に向けた取組の推進を図っています。

令和4（2022）年度からの次期計画においては、「スポーツの聖地づくり」としてのラグビーワールドカップや東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシー継承や、スポーツを通じた健康づくり、共生社会の実現、地域・経済の活性化を施策の方向性としています。

③本市の動向

本市では、平成22（2010）年3月に『富士市スポーツ振興計画』を策定し、「いつでも・どこでも・いつまでも スポーツは人生のともだち」をキャッチフレーズとして、「生涯スポーツの推進」「人材の育成」「スポーツ施設等の整備・活用」「身近な地域でのスポーツ」「スポーツ関連情報の提供」「富士市のスポーツのアピール」の6つの基本目標を柱に各種施策を展開してきました。また、計画期間の中間年度にあたる平成27（2015）年度に計画を見直すとともに、名称を『富士市スポーツ推進計画』に改めました。

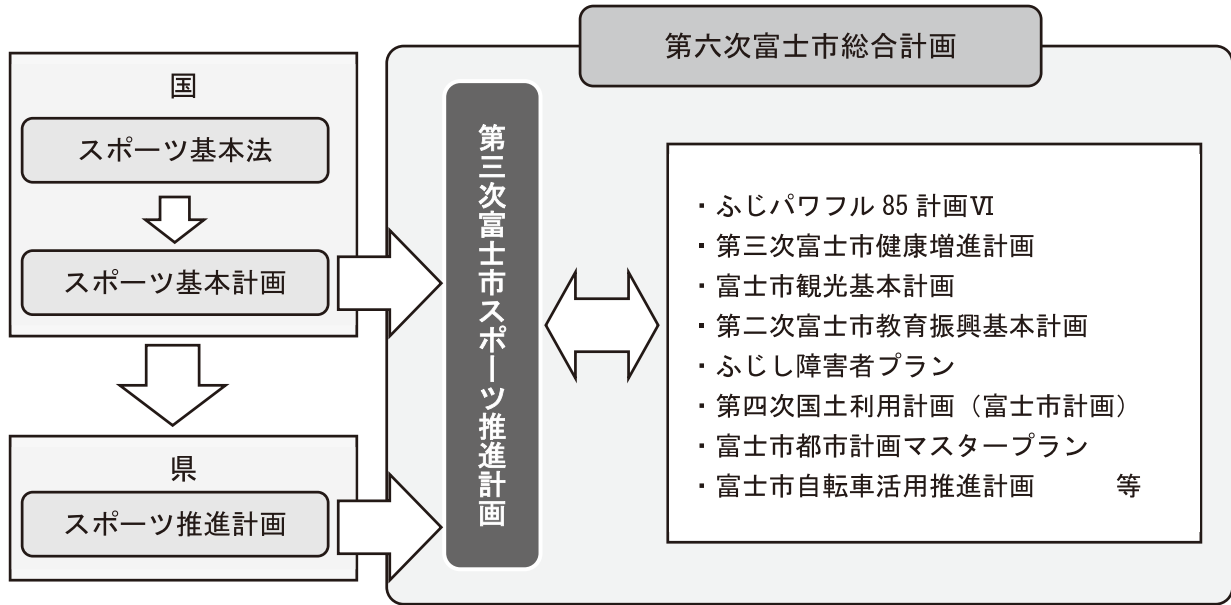
『富士市スポーツ推進計画』では、「スポーツによるシティプロモーション」を新たな基本目標として掲げたほか、「障害のある人のスポーツ推進」「スポーツボランティアの育成」「合宿・各種競技大会の誘致・推進」「富士山を活かしたスポーツの推進」の4つを新たな重点施策として設定し、各種スポーツ施策を展開してきました。

このたび、これまで推進してきた施策について見直すとともに、令和4年度からスタートする『第六次富士市総合計画』等の内容を踏まえて、本市のスポーツ施策推進の新たな指針となる『第三次富士市スポーツ推進計画』を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画として、本市のスポーツ推進施策を計画的かつ総合的に定めるものです。

また、策定にあたって、国のスポーツ基本計画及び県のスポーツ推進計画を参酌するとともに、『第六次富士市総合計画』を上位計画とし、その他本市の関連計画との整合を図ります。



3. 計画の期間

本計画は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間中に社会情勢などの大きな変化がある場合には、適宜計画の見直しを行います。

	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)
富士市 スポーツ推進計画	第三次計画					第四次計画				
富士市総合計画	第六次富士市総合計画 基本構想（10年間）									
	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				